



JASDAQ

平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 セ リ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 河合 映治
(コード番号：2782)
問 合 せ 先 取 締 役 小林 正典
経営企画室長
0584-89-8954 (直通)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 29 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮することができるよう現行定款を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日 (木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条から第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条から第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条から第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削 除)3. 会計監査人 <p>第5条から第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条から第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第21条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条から第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前</u></p>
---	---

	<p><u>までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(員数)</u></p> <p><u>第26条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定</u> <u>款のほか、監査役会において定める監査役会</u> <u>規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ</u> <u>て定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条から第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>31</u>条から第<u>34</u>条 (現行どおり)</p>